第12章 安全保障

12-3 複合的平和維持活動の実施過程-事例 cf. 近年のスーダン、アフガニスタン (1) カンボジア

<和平過程>パワーシェアリング→移行期間国連統治下

<実施過程>UNTAC

<評価>: UNTAC 活動全体については条件付き成功

失敗

動員の遅れ

一般行政部門:プノンペン政権を十分にコントロールできなかった-主たる業務を選挙 実施の公平確保のためにコントロールチームによる監視実施に限定

動員解除もできなかった一軍事部門においても選挙実施の支援に目的再編 成功

情報部門

難民帰還活動

選挙部門

国連は、合意形成段階、実施段階で役割

(2) 旧ユーゴスラビア

<和平過程>国連保護隊 $1 \cdot 2 \rightarrow NATO$ 空爆 \rightarrow デイトン合意 \rightarrow コソヴォ NATO 空爆 \rightarrow 軍事技術協定

<実施過程>NATO1 和平実施部隊@ボスニア、コソヴォ安全保障部隊+国連コソヴォ暫定 行政ミッション

<評価>:歴史上もっとも複雑かつ高価なオペレーションー全体的には失敗

UNPROFOR2 において規定された、「安全地帯 (safety areas)」保護機能失敗

1993年6月安保理決議第844号:任務遂行のための増員求めたものの、34000人増の要請に対して、安保理は7600人の増員を認めただけ

中立性・公平性をめぐる課題 cf. 国連の本部と現場の齟齬

人道援助の実施体制の問題

ボスニアでは UNHCR が人道援助組織を登録し、紛争当事者との交渉をほぼ一元行う(物 資量は紛争前の人口比率で配分)

コソヴォでは、UNHCR は NATO と一体化して行動

主要国間、特に、安保理常任理事国メンバー間において問題認識にズレ

(2) 組織間連携と複合型平和維持活動の実効性規定要因

主要国間の合意形成、受入国内の政治状況(国内合意形成)、国連内・外の組織運用 タイミング(疲労感の認識等 ripeness)

- 12-4 平和活動における非政府組織の役割
- (1) 非政府組織の活動事例

<MRA (Initiative for Change>: 1979-80 年ジンバブエ

<カーターセンター>: 1989-90 年ニカラグア

<インターナショナル・アラート>: 1986-89 年ウガンダ

(2) 非政府組織の活動手段

仲介:入口、出口

技術援助 : 軍統合、信頼醸成、紛争管理、選挙

(3) 非政府組織の活動における課題

当事国の合意調達

政府レベルの活動との連携 cf. アカウンタビリティー確保の課題 各非政府組織の比較優位をどのように設定するのか 例:フィジー

12-5 国際刑事司法

(1) 国際刑事司法の活性化

免責付与への反対:矯正的司法 (retributive justice)

平和と司法、免責と訴追のディレンマは存在

司法と平和が調和的な場面もある

修復的司法 (restorative justice) 的な手法 (⇔矯正的司法) を活かす必要も

(2) 国際刑事司法の手法と運用-ICTY の場合

国際刑事司法の運用における様々な困難

証人からの聞き取り調査:証人たちが国際刑事司法自体に強い猜疑心を持つ

証言の「汚染 (contamination)」

埋葬されている場所の掘り起こしの必要と意味

共同犯罪計画(Joint Criminal Enterprise, JCE)

比較優位である司法的公平性を一定程度示したこともあった

紛争後社会の集団記憶形成に果たしうる役割

But ジェノサイドの立証のための証拠収集が、定型性・共通性のある殺傷方法等に関心があるのに対して、集団記憶形成に際しては、被害者の特定性・個別性のある情報が求められるため、ギャップが存在

(3) 真実究明委員会の手法と運用-東ティモール受容真実和解委員会の場合

「コミュニティー和解プロセス」:but 加害者が罪を告白し、謝罪し、ある場合には一定の 償いを行うことで、加害者が許され、コミュニティーに復帰するというプロセスは重大 犯罪でない犯罪に限られていた

(4) 新たな制度化-国際刑事裁判所 cf. 近年の脱退の動き

国際刑事裁判所 (ICC): 1998 年 7 月国際刑事裁判所に関するローマ規程により設立 各国の協力に依存—「補完性の原則」

国内統治が脆弱な締約国が自国内の事態を自己付託する事例

職員の採用では、ICC は世界の主な法制度が確実に代表されるようにするという考え被害者参加・賠償部ー実務的課題(誰、接触の仕方、訴訟参加手続き)

12-6 非伝統的安全保障

12-6-1 核技術の管理

(1) 核不拡散

核兵器

1945年8月:アメリカによる広島・長崎における原爆投下

1949年:ソ連原爆実験成功

1952年:イギリス原爆実験成功

1960年:フランス原爆実験成功

1964年:中国原爆実験成功

原子力平和利用拡大

1953年:「平和のための原子力」by アメリカ・アイゼンハワー大統領

1957 年: IAEA 発足

1958年: EURATOM(欧州原子力共同体)発足

軍縮

1959年:10 カ国軍縮委員会

1962 年:18 カ国軍縮委員会

1961年:国連総会決議(「アイルランド決議」)

核兵器国は非核兵器国による核兵器保有を助けない

非核兵器国はいかなる形でも核兵器の管理を獲得しない

1965年:アメリカは18カ国委員会において核不拡散条約の草案を提出

1967年:核不拡散条約署名のために開放-1970年発効

核不拡散条約

核兵器国の不拡散義務 (第1条)

非核兵器国の核兵器取得の禁止(第2条)

保障措置: 非核兵器国の義務遵守を担保する措置(第3条)

核保有国に核軍縮義務(第6条)

非核保有国の利用促進のために原子力平和利用に関する規定(第4条)

対立構図

核保有国と非核保有国である非同盟およびその他諸国の対立

1998年:新アジェンダ連合設立-原理原則論ではなく、核兵器廃絶への「明確な約束」 をさせた上で、実践的な核軍縮・不拡散措置を検討するという方策

2010年:2000年再検討会議における日本オーストラリア共同提案や2008年の核不拡散・核軍縮に関する国際委員会共同設置を契機として、軍縮・不拡散イニシアティブが日本、オーストラリアにより外相レベルで立ち上げ

2010年:スイス等の主導により人道グループが活動を開始した。非人道的影響に着目することで核軍縮における停滞打破を目指して、2010年再検討会議で活動を展開ー2012年には核兵器の非合法化にむけた努力を強化すべきとの共同ステートメントを出し、2013年及び2014年には核兵器の非人道的影響に関する会議を開催

(2) 原子力技術利用における保障措置

1957年: IAEA 発足-「平和利用物質(核物質だけではなく資機材も含まれている)が軍事目的のために使用されていないことを確認する」ことを目的に保障措置制度設置運用

1961年: INFCIRC/26

1965年: INFCIRC/66-1968年改定(INFCIRC/66 Rev2) - 保障措置の対象の具体的範囲、内容等は、個別交渉で決まる-核物質だけではなく施設・設備を含む場合も

1970年:核不拡散条約(NPT) 発効

1971年:包括的保障措置協定モデル協定文書 (INFCIRC/153)

国内計量管理制度(SSAC: State System of Accounting for and Control)確立・維持原子力施設の核物質取り扱い箇所を物質収支区域(MBA: Material Balance Area)と規定し、その区域に出入りする核物質の量及びある時点での在庫量を確定するために、核物質を厳密に計量

対象は施設等を除き、核物質に限定一予算・人員上の制約

(3) 冷戦後の脅威の拡散と保障措置体制の強化

イラクにおける核兵器開発疑惑

従来の包括保障措置協定では、ウラン濃縮施設の建設計画が推進されていても、核物質が搬入されていなければ、協定違反とはならなかった

検認対象となっている核物質の転用の有無の判断しか行うことができず、検認対象になっていない核物質が存在した場合は、転用の有無について結論を出せなかった

北朝鮮

使用済み燃料を再処理して回収したプルトニウムが未申告なのではないかという疑惑から、IAEA は特別査察実施のための協議を北朝鮮と開始したが、北朝鮮は受け入れを拒否ししたため、結果として国連の安全保障理事会に対応を求める他なかった

1997 年: 「モデル追加議定書」 (INFCIRC/540)

幅広い情報提供要求-核物質の種類や量及びその取扱施設に特化した情報の提供だけではなく、核兵器に組み込むことができる核物質生産の可能性を特定することを目的とした、幅広い原子力活動の情報提供要求

補完的アクセスー核物質を取り扱わない箇所にアクセスすることにより申告の完全性を 確認するための検認活動

(4) 核セキュリティ

1987年:核物質防護条約発効

2001年:9.11事件

2002 年:「核セキュリティ」概念登場@IAEA 総会

2003 年: IAEA 組織再編-核物質防護および物質のセキュリティ室→核セキュリティ室、原 子力安全局→原子力安全・セキュリティ局

ただし、憲章上規定無い点、自発的拠出金に依存している点でその活動には限界

12-6-2 生命科学・技術の管理

(1) 生物兵器-ジュネーブ議定書・生物兵器禁止条約

1925年:ジュネーブ議定書により利用禁止(早期から利用禁止が規範化されていた点で、 生物兵器、化学兵器は核兵器とは異なっていた)ー開発、生産等についての規定の整備 はなかなか進まなかった

1968年:イギリスが「微生物兵器に関する作業文書」をジュネーブ 18 カ国軍縮委員会に 提出

1969年:国連事務総長が「化学・細菌(生物)兵器およびその使用の影響」と題する報告

1972年:生物兵器禁止条約は署名のために開放-1975年発効(生物兵器は国家安全保障上の保有の根拠が希薄とされ、厳格な検証も不要と考えられたために、1993年まで署名開始がずれ込んだ化学兵器禁止条約と比べて早期に発効)

生物兵器禁止条約の内容

生物兵器の開発、生産、貯蔵、取得、保有を禁止(第1条)

生物兵器等の破棄及び平和目的への転用を規定(第2条)

生物兵器等の不拡散(いかなる者に対しても移譲しない、製造・取得につき援助、奨励、 勧誘を行わない)(第3条)

相互協議・協力(第5条)

生物学にかかわる知識・技術利用についての国際協力(第10条)

(2) 生物兵器禁止条約における義務の履行

基本的には各国の国内実施-国際的要素は限定

検証制度は不存在(⇔1993年に署名開始され化学兵器禁止条約)

1990年代には生物兵器禁止条約においても検証強化の取組み

締約国特別会議(1994年)において「検証措置を含めた新たな法的枠組み(検証議定書)」を検討することが決定-2001年に開催される第五回検討会議での採択を目指して精力的な交渉 but2001年の会合においてアメリカは議定書作成に反対の立場を表明(←検証という手法は生物兵器禁止条約強化のために有効ではない、安全保障上や商業上の秘密が晒されるリスクを負う、先進国の平和目的の関連施設が過度な負担を負う、平和目的の施設と生物兵器関連施設とを区別することが極めて困難というのが理由)

- 2001年:第5回再検討会議において、検証議定書の交渉は中断し、「代替的アプローチ」 に関する検討
 - (3) 生物兵器禁止条約上の信頼醸成措置・履行支援

生命科学・技術の急速な発展

バイオテクノロジーとコンピューターシミュレーションを組み合わせた合成生物学 生命科学の大衆化ーDIY バイオ(Do-It-Yourself biology)、「ガレージ生物学」

1986 年:第2回再検討会議において、平和的な生物学的活動についての情報提供を中心とする信頼醸成措置(CBM)導入

1991年:第3回再検討会議において追加の情報交換、提供、申告合意について合意

2002年: 再開された第5回再検討会議において、2006年再検討会議までの検討課題として、5つの議題合意-条約禁止事項実施のための国内措置(刑罰法規含む)、病原菌と毒素の安全管理・監視体制確立・維持のための国内措置、生物兵器使用疑惑または疑義ある疾病に対処し調査を行い被害を緩和するための国際的能力強化(危機対処)、感染症監視・探知・診断・対処のための国際的努力強化(感染症サーベイランス)、科学者のための行動規範

従来型の検証措置の検討が中止されたこともあり科学者の自主的行動規範の役割強調 ←例えば原子力と比較した場合、小規模で分散した形で研究・利用されており、組織的 チェックが困難であるという研究構造・産業構造上の特色

- 2006 年:第 6 回再検討会議において生物兵器禁止条約履行支援ユニット (ISU: Implementation Support Unit) の設置決定−役割:締約国に対する行政的支援,締約国の国内実施支援,信頼醸成措置報告の提出率や報告情報の質の向上を含めた支援及び生物兵器禁止条約の普遍化促進→信頼醸成措置報告の提出数は 2006 年の 56 カ国から2010 年には70 カ国に増加
 - (4) 生命科学・技術の国内におけるデュアルユース管理実施メカニズム
- 2001 年:9.11 事件を踏まえて、愛国者法(テロリズムの阻止と回避のために必要な適切な手段を提供することによりアメリカを統合・強化する法律: Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism Act of 2001)制定@アメリカー不用意な行為から研究者が罪に問われる事例が続出(正規の手続きを経ることなく航空機にペスト菌サンプルを持ち込んだ例、サウジアラビアから鳥インフルエンザウィルスを不法に輸入した例等)
- 2004年:アメリカの科学アカデミー(National Academy of Sciences) は「テロリズム の時代におけるバイオテクノロジー研究 (Biotechnology Research in an Age of Terrorism)」と題する報告書発表 - 「デュアルユース」ディレンマ("dual use" dilemma) - NSABB (バイオセキュリティに関する国家科学諮問委員会: National Science Advisory Board for Biosecurity) 設置-何がデュアルユース研究であるのかを認識する ための基準の作成、デュアルユース研究を監督するための国家的ガイドラインの策定、 新規に発生した実験内容や科学技術に対して監督する方策、バイオセキュリティ教育・ 訓練プログラムの作成、科学者の行動規範、デュアルユースに関係する研究方法及び研 究成果の伝達や普及についてのガイドライン、国際協調によるデュアルユース研究監督 の方法検討ーポリオウィルスの完全人工合成、スペイン風邪ウィルスの人工合成等検討 2011年:日本においても、鳥インフルエンザウィルスに関する論文出版が問題に(河岡教 授(東京大学)が『ネイチャー(Nature)』に投稿した論文-H5N1 亜型鳥インフルエン ザウィルスの実験結果を示すものであり、ウィルスに遺伝子変異が起きれば空気感染の 可能性のあることを示唆)-NSABB は、情報の悪用を懸念し内容の一部削除を勧告ー研 究を六○日間自主的に中断ーWHO において関係者の議論が行われ、最終的に全文公開が 望ましいとの意見表明-研究資金提供主体であったNIHは論文削除要請撤回

12-6-3 輸出管理=移転管理

(1) 貿易管理

分野ごとの国際的枠組み

輸出管理の枠組みと核不拡散条約体制あるいは生物兵器禁止条約体制が重畳的に機能

(2)原子力供給国グループ

1975年:原子力供給国グループ (NSG: Nuclear Suppliers Group) -核不拡散条約を補 完するため日本、アメリカ、イギリス、フランス、西ドイツ、カナダ、旧ソ連の7カ国 の代表がロンドンに集まり原子力技術に関する輸出管理を検討したのをきっかけに設立 1977年:ロンドン・ガイドラインを取りまとめ IAEA 文書 (INFCIRC/254) として公開

1991年:イラクの秘密裏の核兵器開発

1992 年: NSG ガイドライン・パート 1 が強化され、輸出に際しては、輸入国が IAEA と 包括的保障措置協定締結していることが条件に+原子力汎用品に関して NSG ガイドライン・パート 2-IAEA 文書 (INFCIRC/254/Part2) として公開

(3) オーストラリア・グループー生物兵器・化学兵器への転用管理枠組み

1985年: 化学剤供給国間の調整のため会合をブリュッセルのオーストラリア大使館で開催 1990年: 生物兵器にも対応するために生物兵器関連リスト作成

2001年:9.11事件→「機微な化学品目または生物品目の移転に関するガイドライン」

一部発展途上国から一方的差別措置だとの反発

(4) 国内的輸出管理

日本の場合:外為法(外国為替および外国貿易管理法)